

令和 3 年 9 月 13 日

保護者のみなさま

島本町立第二中学校  
校長 松本 剛

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う町立学校園の対応について

平素は本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

緊急事態宣言の延長をうけ、町立学校園の対応につきましては、令和3年8月26日にお伝えした内容に変更はありません。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。変更が生じた場合は、再度お知らせします。

記

期 間 令和3年9月30日（木）まで

※ただし、今後の感染状況により期間を変更する場合があります。

【参考】令和3年8月26日にお伝えした内容を整理したものです。

1 授業について

- (1) 分散登校や短縮授業は行わず、通常形態を継続する。ただし、感染リスクの高い活動は実施しません。
- (2) 感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、学習支援を行います。その際家庭・ホームにパソコン、タブレットがない場合は、必要に応じて学校のタブレットを貸し出します。

2 修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事について

- (1) 原則延期します。
- (2) 延期が困難な場合は、感染防止策を徹底したうえで以下の条件を満たした場合のみ実施します。
  - ・旅行（移動）先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否していない。
  - ・事前に滞在先（宿泊）の保健所と調整を行い、児童生徒・教職員が陽性となった場合でも、現地での受入体制が整っている。
  - ・参加する児童生徒、引率する教職員に、事前にPCR検査を実施。

3 学校行事（文化祭・体育大会）について

- ・感染リスクの高い活動（舞台発表、騎馬戦等）は実施しません。

4 部活動

- ・原則中止とします。

ただし、公式な試合やコンクールに向けての活動については、感染症防止対策を徹底した上で、活動時間を短縮して実施します。なお、いずれの場合においても十分な感染症対策を講じるとともに、感染リスクの高い活動は実施しません。